

2次公募

〔公募期間〕令和3年9月1日(水)～令和3年10月7日(木)消印有効

事務所・ビル等の省エネ設備改修・躯体改修に補助金が活用できます！

国土交通省 補助事業名：令和3年度 既存建築物省エネ化推進事業

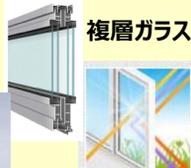
例えば

空調設備の改修 + 躯体改修 で

最大 **1/3** の補助が
受けられます！！



天井断熱
(グラスウール)



日射調整フィルム
(注) 日射調整フィルムの
補助率は1/6以内

※改修後の建築物の省エネルギー性能を
表示 (BELS評価) することが必須

採択事例

某社会福祉法人様

- ◆省エネ改修内容
空調・照明設備改修、天井断熱、遮熱フィルム工事
- ◆物件用途：介護老人保健施設（地上4F,4,000m²）
- ◆省エネ改修内容
<空調設備改修の内容>
ご採用空調設備：ヒルマル+パッケージエアコン 640kW
既存空調設備：吸収式+パッケージエアコン 560kW
<照明設備改修の内容>
既存照明設備528台をLEDへ改修
<躯体改修工事の内容>
天井断熱材 + 遮熱フィルム により空調負荷を軽減
- ◆建物全体の省エネ率 22.0% (空調・照明：18.0% 躯体：4.0%)
- ◆躯体（外皮）の改修面積割合 37%



〈参考〉過去の採択事例

過去の採択物件
・ホテル
・病院
・ゴルフ場
・老健施設
・飲食店 等

◆事業費

事業費総額	約9,000万円
補助金 (1/3補助)	↓
実質ご負担額	約6,000万円

- 昨年度公募からの主な変更点 ※昨年度から申請方法や要件に変更はありません。

照明器具のうち、プラグで接続する照明器具が追加で対象外になりました。

必要書類の捺印書類が省略可能になりました。

■ 採択のポイント

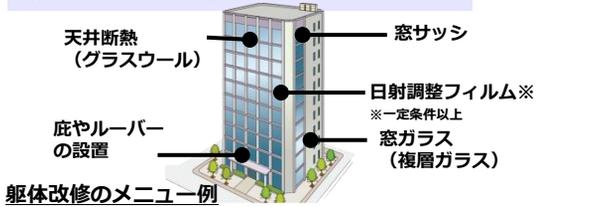
- ◎ 躯体(外皮)改修の割合が高いもの
- ◎ より早く省エネ効果が発現されるもの
- ◎ 設備改修において複数種類やエネルギー消費割合の高い設備を対象とし改修効果が高いもの
- ◎ 省エネ改修として総合的に効果が大きいもの
- ◎ 普及効果の観点から特に公共性の高い建物等に係るプロジェクト
- ◎ 環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市に立地するプロジェクト
- ◎ スマートシティモデル事業や「エコスクール・プラス」として環境を考慮した学校施設の提案

1 対象物件 既築物件（非住宅）で省エネ改修を行う物件

※工場・実験施設・倉庫等は対象外です。ただし、工場敷地内の事務所棟は対象です。
※公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される施設（パチンコ店や麻雀店などが該当）は対象外です。
※民間建築物の他、地方公共団体（自治体）や独立行政法人、公益法人等の建物でも対象です。

2 対象要件 下記①～⑨の要件を全て満たすこと

① 躯体（外皮）の省エネ改修を行うこと



⑤ エネルギー使用量の計測※、継続的なエネルギー管理、省エネ活動に取り組むこと、2年間の報告を行うこと

※原則、計測器の設置は不要
(電気料金請求書等の明細を集計し、月別の傾向や対前年との比較等でも可)

⑥ 省エネ改修事業費(+バリアフリー改修費)が500万円以上であること

1物件で500万円以上

複数物件まとめて500万円以上

⑦ 採択年度中に着手し事業を完了すること

(注意) 契約の締結は採択日以降

⑧ 改修後に耐震性を有すること

例1) 表示登記がなされた日付が昭和58年4月1日以降である登記事項証明書
例2) 建築確認がなされた日付が昭和56年6月1日以降である建築確認検査済証等

⑨ 事例集等への情報提供に協力すること



② 省エネ率が建物全体で20%以上であること
但し、躯体(外皮)の改修面積割合が20%を超える場合は、省エネ率15%以上であること



③ 改修後に一定の省エネ性能基準を満たすこと
→BELS評価で★1つ以上 (BEI≤1.1) であること

④ 改修後の建築物の省エネ性能を表示すること
→BELS評価結果をプレート等を設置して表示

3 補助率 省エネ改修事業費(設備・工事費) + BELS関連費用※の1/3以内もしくは標準単価方式(注)による補助額

※BELS認定に必要な設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用、BELS認定費用(日本ERI等の第三者評価機関の審査費用、申請書作成代行費用)及び評価結果を表示するための費用(プレート代、シール代等)
※日射調整フィルムの補助率は1/6以内、計測器は別途上限あり

4 補助限度額 1事業あたり5,000万円、空調・給湯等の設備費用(工事費除く)の上限額は2,500万円

※バリアフリー改修工事を実施する場合は7,500万円まで

5 補助対象設備工事 空調、換気、給湯、照明、昇降機 の省エネ改修工事

※省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合、バリアフリー改修工事も対象
〔補助対象外の設備〕

壁掛け式エアコン、壁掛け式熱交換型換気設備、遮熱塗料・遮熱シート、専用形非常灯、非常口/通路誘導灯、プラグで接続する照明器具、ランプ交換など工事を伴わない照明器具の交換、外灯・看板などの屋外設置の照明、太陽光発電設備、蓄電池など

6 注意点

- ・応募にあたっては、事前登録(ウェブ登録)と応募書類の提出が必要
- ・交付申請時に建築士による確認書類が必要
- ・補助対象となる事業は、原則として採択通知日以降に契約、着手する必要あり
- ・事業実施後、原則2年間のエネルギー使用量(電気、ガス使用量)の報告が必要

7 スケジュール



8 応募の主な必要書類

書類名	提出書類	
	①必須	②必要に応じて添付
①建築申請書	○	○
②事業費内訳書	○	○
③補助事業の実施体制	○	○
④補助事業の実施場所の概要	○	○
⑤建築事業の概要(省エネ改修工事及びエネルギー計画・管理)等	○	○
⑥改修割合の算定シート	○	○
⑦省エネ効果の計算シート	○	○
⑧省エネ効果の計算シート(どちらかの様式を使用)	○	○
⑨省エネ効果等の計算結果	○	○
⑩エネルギー計画・管理の内容	○	○
⑪事業計画及び補助申請書	○	○
⑫事業費の内訳(建築工事に係る事業費、エネルギー使用量の削減等に係る事業費)	○	○
⑬標準単価方式による補助金の額の算定	○	○
⑭バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳	○	○
⑮日射調整フィルムに関する添付資料	○	○
⑯所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を義務とする建築確認申請に関するチェック項目	○	○
⑰認定意図のチェック表	○	○
⑱改修対象範囲等を明示した図面等	○	○
⑲エネルギー使用量の計測機器・方法を明示した図面等	○	○

(注) 標準単価方式における補助額の算定

補助金の額 = 延床面積¹⁾ × 標準単価²⁾ × 1/3
ただし、総事業費³⁾ × 0.85 × 1/3 以内とする。

- 1) 補助申請する当該建築物の延床面積 (㎡)
- 2) 下記表に掲げる省エネ効果に応じた標準単価
- 3) 下記費用の合計
 - a. 省エネルギー改修工事等の費用
 - b. エネルギー使用量の計測等に係る費用
 - c. 省エネルギー性能の表示に係る費用
 - d. 上記a.~c.以外の省エネルギーに関する工事費用
 - e. 上記a.~d.に関する設計費

省エネ効果	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上
標準単価(円/㎡)	9,000	12,000	15,000	18,000	21,000	24,000

【応募書類の送付先・問い合わせ先】

〒102-0083
東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館1階
既存建築物省エネ化推進事業評価事務局
TEL : 03-3222-8055 FAX : 03-3222-7722
Mail : kaishu@hyoka-jimu.jp
URL : http://hyoka-jimu.jp/kaishu/index.html